第一条の七第一項の表第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項の項中「第五十条第一項」の下に「、第四項及び第五項」を加え、同表第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項の項中「第二十五条第一項」の下に「、第四十八条の十九第一項」を加え、同表第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二項の項中「第五十条第四項及び第五項」を「第五十条第六項及び第七項」に改め、同表第五十条第四項の項中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改め、同表第五十条第五項の項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同条第二項の表中

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

を

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

に改め、同表第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項の項中「第二十五条第一項」の下に「、第四十八条の十九第一項」を加え、同条第三項の表中

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

を

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

に改め、同表第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を加え、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三第一項及び第三項から第四十八条の二十四、第四十八条の二十六から第四十八条の二十八まで」に、「から第六十九条まで」を「、第六十八条、第六十九条第一項」に改め、「第七十二条第一項及び第三項」の下に「、第七十二条の二第一項」を加え、同表第四十八条の十八第一項及び第三項の項中「第四十八条の二十一第一項」に改め、同表第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二項の項中「第五十条第四項及び第五項」を「第五十条第六項及び第七項」に改め、同表第五十条第四項の項中「第五十条第五項」を「第五十条第七項」に改め、同表第五十条第五項の項中「第五十条第六項」を「第五十条第八項」に改め、同表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十六まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十一条第一項から第三項まで、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を加え、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三第一項及び第三項から第四十八条の二十六まで」に、「から第六十九条まで」を「、第六十八条、第六十九条第一項」に改め、「第七十二条第一項及び第三項」の下に「、第七十二条の二第一項」を加え、同表第四十八条の十八第一項及び第三項の項中「第四十八条の二十一第一項」に改め、同表第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二項の項中「第五十条第四項及び第五項」を「第五十条第六項及び第七項」に改め、同表第五十条第四項の項中「第五十条第五項」を「第五十条第七項」に改め、同表第五十条第五項の項中「第五十条第六項」を「第五十条第八項」に改め、同表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十六まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十一条第一項から第三項まで、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を加え、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三第一項及び第三項から第四十八条の二十六まで」に、「から第六十九条まで」を「、第六十八条、第六十九条第一項」に改め、「第七十二条第一項及び第三項」の下に「、第七十二条の二第一項」を加え、同表第四十八条の十八第一項及び第三項の項中「第四十八条の二十一第一項」に改め、同表第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二項の項中「第五十条第四項及び第五項」を「第五十条第六項及び第七項」に改め、同表第五十条第四項の項中「第五十条第五項」を「第五十条第七項」に改め、同表第五十条第五項の項中「第五十条第六項」を「第五十条第八項」に改め、同表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十六まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十一条第一項から第三項まで、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項中「第三十九条の七第二項及び第四項」の下に「、第三十九条の九」を加え、「第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三第一項及び第三項から第四十八条の二十六まで」に、「から第六十九条まで」を「、第六十八条、第六十九条第一項」に改め、「第七十二条第一項及び第三項」の下に「、第七十二条の二第一項」を加え、同表第四十八条の十八第一項及び第三項の項中「第四十八条の二十一第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項第二号、第六号及び第七号	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣
第十八条第一項	第十六条又は	第十六条若しくは
	道路管理者」という。）	道路管理者」という。）又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）
	決定して	決定し、道路管理者は
	道路管理者	道路管理者等